

A i b a 静内（静内場外発売所）売店出店者公募要領

社団法人北海道軽種馬振興公社では、A i b a 静内の開設に伴い、新たに設置する「売店」を運営する出店者を公募します。

1 公募の内容

(1) 公募の目的

ホッカイドウ競馬静内場外発売所（通称：A i b a 静内）の設置にあたり、ファンサービスの向上を図るため、施設内に「売店」を設けることから、店舗経営に係る豊富な経験と実行力等を有する出店者を公募します。

(2) 指定する業務

売店の管理及び運営に関する一切の業務。

(3) 出店する場所等

名 称	ホッカイドウ競馬静内場外発売所
所 在 地	日高郡新ひだか町静内木場町2丁目
営業面積	床面積6.48㎡(1.8m×3.6m)
既存設備	・給排水あり(シンク1台) ・100V用コンセント1口 ・シャッターあり
占用場所	別添平面図参照

(4) 営業日数

原則、通年営業（年間365日）。

【馬券の発売内容】

- ・ホッカイドウ競馬（原則、毎週火・水・木曜日の年間約80日間）
- ・南関東他地方競馬（原則、月～金曜日の年間約180日間）
- ・JRA（原則、土・日曜日の年間約105日間）

2 出店に関する取扱事項

(1) 出店者の決定方法

出店申込を基に審査等を行い、選考委員会にて決定し、社団法人北海道軽種馬振興公社から営業許可書の交付を受け、出店するものとします。

(2) 営業許可期間

営業許可期間は、1年間とする。

ただし、平成24年度については営業開始日より平成25年3月31日までとする。

双方、特段の申し出がない限り、営業許可期間を1年間延長し、以降の延長についても同様とする。

3 出店者が負担する経費等

(1) 施設使用料

協議の上、決定する。

(2) 営業に必要な費用

電気・上下水道料等の維持管理費については、毎年度、協議の上、決定する。

(3) 設備費

営業に必要な一切の設備費（修繕費含む）については出店者の負担とする。

※販売する商品によっては保健所の許可が必要になるので、その場合は出店者の負担とする。

4 使用条件等

(1) 販売する商品等

①商品・飲食物の内容については出店申込書に明記したもののみとし、変更がある場合には届け出が必要となる。

②社団法人北海道軽種馬振興公社が予め指定した競馬新聞等の商品について、販売する。

③自動販売機を設置する場合には、公社の指定によるものとする。

(2) 利用者サービス

出店者は、接客態度等に配慮しサービスの提供を行うとともに、利用者の要望について最大限配慮すること。

(3) 店舗外の使用

販売のPR等のために必要な物品等を占用部分以外に設置する場合は、事前に協議が必要となる。

(4) 使用上の制限

出店者は、営業許可を受けた占用部分の物件について、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

また、営業の権利を他の者に転貸し、若しくは、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできない。

(5) 防犯対策

出店者は、営業許可を受けた占用部分に係る防犯対策を自ら行う。

（売店窓口にシャッター有り）

5 損害賠償等

(1) 出店者は、その責めに帰する理由により、占用部分の物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷により損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

ただし、当該物件を原状回復した場合は、この限りではありません。

(2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、公社が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(3) 出店者は、その責めに帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(4) 営業許可の条件に違反した場合や公社の定める条件を履行しない場合は、営業許可期間内であっても営業許可を取り消す場合があります。

6 応募方法等

(1) 審査基準

出店予定者の選定にあたっては、企画提案方式により、安定した経営の確保、安全で良質なサービスの提供を最優先し、提案の内容及び応募者の事業主体としての実績等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を出店予定者として決定します。

(2) 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人及び個人に限り応募することができます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- ②政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③暴力団関係事業者等でないこと。
- ④道町民税及び事業税等の税を滞納している者でないこと。
- ⑤営業に必要な許可を取得していること。
- ⑥日高管内に住所（法人の場合は事務所）を有していること。

(3) 提出書類

- ①出店申込書（様式1）
- ②法人の場合、登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
- ③個人の場合、履歴書と住民票（発行後3ヵ月以内のもの）
- ④納税証明書（平成24年度分）

(4) 受付期間

応募期日：平成25年2月28日（木）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

※応募期日に都合がつかない場合はご連絡ください。

(5) 提出方法

- ・書類の提出は、出店者本人（法人の場合は役員）が持参することを原則とします。
- ・持参する場合は、事前に公社まで連絡の上、受付時間内に次の提出先まで持参していただき、その際に内容についての説明を受けます。

提出先：社団法人北海道軽種馬振興公社 投票部

住所：〒055-0008 沙流郡日高町富川駒丘76-1

電話番号：01456-2-4433

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・提出された資料、情報を審査・選考以外で使用することはありません。
- ・選考上、追加資料等の提出を求める場合があります。
- ・選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
なお、他の者に係る選考結果や自ら又は他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには一切応じません。